

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例

〇〇県（以下「甲」という。）及び〇〇法人〇〇県〇〇協会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、〇〇県において災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

（乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転賃を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用

の適否に係る確認に関すること

三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること

四 甲からの委託を受けた業務に関すること

五 その他関係者との調整に関すること

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、平成〇年〇月〇日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 〇〇県知事 〇〇 〇〇 印

乙 〇〇法人〇〇県〇〇協会
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例の考え方

前文関係

都道府県の協定の締結相手については、既に各地域において都道府県と各関係団体との協定締結が進められていることから個々の関係団体としている。

さらに、複数の団体と協定を締結する場合は、災害時の事務をより円滑に進める観点から、関係団体からなる連絡会等を設置し、平時から関係団体間の役割分担等を調整するとともに連携を図っておくことが望ましいと考えられる。

第2条（協力要請）関係

応急借上げ住宅の提供の要請を行うに当たっては、都道府県と関係団体との間で、事前にどの程度の規模の災害が発生した場合に要請を行うかについて、認識のすり合わせを行うことが望ましいと考えられる。

また、実際の要請に当たっては、応急仮設住宅（建設分）の建設予定戸数、住宅の応急修理の状況、公営住宅等の活用可能戸数とあわせて必要戸数等を判断する必要がある。

第4条（甲の役割）関係

【第2項】 賃貸借契約、賃料の支払いなどに関する都道府県のノウハウや体制面を考慮し、入居決定等の意思決定に関する事務以外の事実行為に関する事務については関係団体に委託できることとしている。

関係団体への委託内容については、どのような項目を委託すれば効率的に業務が実施できるかを都道府県と関係団体間で事前に調整する必要がある、関係団体内部においても、受託した業務についての業務分担等を整理しておくことが望ましい。

さらに複数の関係団体と協定を締結する場合は、委託内容について関係団体間で混乱することがないように、関係団体間での役割分担を都道府県と事前に調整しておくことが望ましい。

なお、委託に関する経費のうち、本来都道府県が行う事務に係るものについては災害救助法の対象となることから、災害救助法に基づく災害救助費の活用を想定する場合には、あらかじめ厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室と協議する必要がある。

第5条（乙の役割）関係

【第一号】 災害発生時、都道府県による借上げに協力してもらえる住宅所有者を関係団体であらかじめ把握することにより、災害発生後の迅速な手続きに資すると考えられる。

また、地域の実情に応じて、住宅所有者の把握にとどまらず、借り上げ可能物件を個々に把握したリストをあらかじめ作成しておき、発災時に都道府県が借り上げを実施するという手法（リスト作成型）も考えられる。

リスト作成を業務の1つとする場合の追加条文のイメージ

二 前号に規定する意向確認において、民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人から応急借上げ住宅として提供するよう申出があった物件のリスト作成に関する事（被災後の使用の適否に係る確認に基づくリストの更新を含む。）

【第二号】 被災後の物件確認については、関係団体において使用可能な物件であるかどうかの確認をすることとしている。なお、使用可能な物件か否かの判断の前提として都道府県による応急危険度判定などを行うか否かについては、借上げを行う地域の被災の状況等により判断が必要と考えられる。